桜ヶ丘中央病院　看護部　訪問看護　運営規程

第1条　（事業の目的）

医療法人社団哺育会桜ヶ丘中央病院が開設する訪問看護（みなし）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護職員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条　（運営の方針）

1　指定訪問看護の提供に当たって、看護職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2　指定介護予防訪問看護の提供に当たって、看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条　（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名　称　　医療法人社団　哺育会　　桜ヶ丘中央病院
②　所在地　　神奈川県大和市福田 1-7-1
③　管理者　　島﨑　猛
④　事業所番号　　1413002078 号
⑤　サービスの種類　　訪問看護・介護予防訪問看護

第4条　（職員の職種及び職務の内容）

事業を担当する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職員　看護師　常時　2名　以上
看護職員は、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

第5条　（営業日及び営業時間）

事業を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
②　営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとする。

第6条　（事業の内容）

事業の内容は次のとおりとする。

①　病状、障害、全身状態の観察
②　清拭、洗髪、入浴介助等による清潔保持
③　食事および排泄等日常生活の世話
④　褥瘡の予防・処置
⑤　リハビリテーション
⑥　ターミナルケア
⑦　認知症患者の看護
⑧　療養生活や介護方法の教育助言
⑨　在宅療養を継続するための必要な援助相談
⑩　カテーテル等の管理
⑪　その他医師の指示による医療処置

第7条　（利用料等）

1　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①　実施地域を越えた地点から、片道3～6キロメートル　　150 円
②　実施地域を越えた地点から、片道6キロメートル以上　　300 円

3 死後の処置料は、22,000 円（税込）とする。
4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条 （通常の事業の実施地域）
通常の事業の実施地域は、大和市の区域とする。

第9条 （緊急時等における対応方法）
1 看護職員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに所属長及び主治医に報告しなければならない。

第10条（苦情処理の対応）
事業所は、利用者から相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業に対する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。また、大和市の苦情相談窓口からの調査や提案、調整等があった場合は、これを尊重し、誠実かつ適切に対応する。

桜ヶ丘中央病院 看護部　訪問看護	電話番号　046－269－4111 受付時間　8:30～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

大和市健康福祉部 介護保険課	電話番号　046－260－5170 受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課　介護苦情相談係	電話番号　045－329－3447 受付時間　8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

第11条（事故処理）
1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第12条（個人情報の保護）
1 利用者は又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第13条（衛生管理等について）
1 事業の提供に際しては、従業者の清潔の保持及び健康状態について、十分留意する。
2 事業を行うための設備、備品等については、衛生的な管理に努める。
3 事業所は、当該保険医療機関において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）当該保険医療機関における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（（テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）当該保険医療機関における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（3）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第14条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

1 事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を促進するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
（2）虐待の防止のための指針（虐待に関する対応マニュアル）を整備する。
（3）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（4）全三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は、地域連携課職員とする。

2 事業の実施中に、当該保険医療機関従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、所属長および主治医へ報告し、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（身体拘束等の適正化）

事業所は、身体拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
（1）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
（2）身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第16条（ハラスメント対策の強化）

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとする。
（1）職場又は利用者等（家族・関係者含む）において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者、利用者等に対し周知・啓発をする。
（2）相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知する。
（3）マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取り組みを実施する。
（4）メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して 1 人で対応させない等、被害者への配慮のための取り組みを実施する。

第17条（業務継続計画〈BCP〉の策定）

事業者は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。
（1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
（2）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
（3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条 （その他運営についての留意事項）

1 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
① 採用時研修 採用後1カ月以内
② 継続研修 年 1 回
2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4 事業所は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団哺育会理事長と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2017 年 10 月 01 日から施行する。

2018 年 06 月 12 日　改訂　職員の職種及び職務の内容を変更
2020 年 06 月 01 日　改訂　職員の職種及び職務の内容を変更
2022 年 06 月 01 日　改訂　職員の職種及び職務の内容を変更
2023 年 06 月 01 日　改訂　職員の職種及び職務の内容を変更
2023 年 10 月 01 日　改訂　衛生管理等について、虐待の防止のための措置に関する事項を追加・変更
2024 年 06 月 01 日　改訂　虐待の防止のための措置に関する事項、身体拘束等の適正化、
ハラスメント対策の強化を変更・追加
2025 年 02 月 20 日　改訂　虐待の防止のための措置に関する事項、身体拘束等の適正化、
ハラスメント対策の強化、業務継続計画〈BCP〉の策定を変更・追加

※※

事業者（法人）　医療法人社団　哺育会
代表者　　理事長　浪川　浩明

医療法人社団哺育会指定訪問リハビリテーション事業所運営規定

（事業の目的）
第１条
　この規則は、医療法人社団哺育会が開設する指定訪問リハビリテーション事業所「桜ヶ丘中央病院訪問リハビリテーション事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のセラピストが、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が必要と認めた高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意見及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

3. 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1. 名称　　桜ヶ丘中央病院 リハビリテーション科 訪問リハビリテーション
2. 所在地　大和市福田 1-7-1
3. TEL　046-269-4111
4. 事業所番号　1413002078 号
5. 管理者　島﨑　猛

（従業者の職種、員数及び事業内容）
第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
1. 医師　１名
2. セラピスト　７名（PT：４名、OT：１名、ST：２名）
セラピストは、訪問リハビリテーション計画書および報告書を作成し、指定訪問リハビリテーション事業の提供に当たる。
3. 事務職員　１名
事務職員は外来同様カルテ処理を行い、月末にはサービス提供票に必要事項を記入し、コピーしたものを医事課と居宅介護支援事業者に提出するなど必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
1. 営業日　原則、月曜日から金曜日までとする（祝日は稼働する）。ただし、12 月 31 日から１月３日までを除く。その際の振替先としてその週の土曜日のみ稼働する。
2. 営業時間　月曜日から金曜日の９時から 17 時までとする。
3. 連絡体制　営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

（訪問リハビリテーション提供方法）
第６条　訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、利用申込者の主治医が発行する診療情

報提供書（リハビリテーション依頼書）に基づき、訪問リハビリテーション計画書および報告書を作成し、当該計画に基づき主治医や保健、福祉サービスの担当者との連携を図りながら実施する。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握するものとする。

（訪問リハビリテーションの事業の内容）

第 7 条　指定訪問リハビリテーション事業内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため医師の指示によって行う必要なリハビリテーションとする。

（利用料等）

第 8 条　1. 指定訪問リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領が定める基準に当該リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2. 第 9 条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

距離（片道）	1 回の料金
0～2Km 未満	0 円
2～6Km 未満	200 円
6～11Km 未満	300 円
11～16Km 未満	400 円
16～21Km 未満	500 円
21～26Km 未満	600 円
26～30Km 未満	700 円

＊30Km 以上は 5 Km あたり 100 円加算（税込み）

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条　1. セラピストは、訪問リハビリテーション事業を実施中に利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示に基づき適切な処置を行うこととする。主治医との連絡が困難な場合には、救急車の要請等の必要な措置を講じるものとする。

2. セラピストは、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理責任者及び主治医、介護支援専門員に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条　通常の事業の実施地域は、大和市の一部、綾瀬市の一部、横浜市（瀬谷区・旭区の一部）、藤沢市の一部等、概ね 4Km 範囲とする。

（実習生の受け入れ）

第 11 条　1. 当事業所は実習生に対する実習指導を請け負っているため、利用者またはその家族の同意のもと、実習生の同行訪問を行うものとする。ただし、同意後の撤回を求められた場合は同行訪問を中止する。

2. 実習については、実習指導者の下で安全に配慮して実施する。また、実習生が実習中に知り得た利用者またはその家族の情報は、学習目的以外で他者に漏らすことがないよう指導する。

（禁止行為）

第 12 条　職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）、セクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）は認めません。

（虐待の防止）

第 13 条　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施する。
4. 虐待防止に関する責任者を選定する。
   責任者：院長　島﨑　猛
5. サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条　1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束等の適正化）

第 15 条　1. 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2．身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性の 3 つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行う）を記録する。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条　1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
   1）研修　年 1 回以上

2. 従業者は、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人理事長と事務所の管理者の協議に基づいて定まるものとする。

1 目的

医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院（以下、当院）栄養科は介護保険法等の関係法令に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて管理栄養士による療養上の管理及び指導を行うことにより利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 方針

① 訪問栄養食事指導の実施にあたっては、利用者および家族の意志および人格を尊重して、つねに利用者および家族の立場に立った指導に努める。
② 訪問栄養食事指導によって、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援する。
③ 訪問栄養食事指導の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的な指導に努めるものとする。

3 訪問栄養食事指導を実施する保険医療機関

訪問栄養食事指導を行う保険医療機関としての名称および所在地は、次の通りとする。
名称：医療法人社団哺育会桜ヶ丘中央病院　栄養科
所在地：神奈川県大和市福田 1-7-1
TEL：046-269-4111
事業者番号：1413002078 号
管理者：島﨑　猛

4 従事者の職種、員数

訪問栄養食事指導の従事者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。
① 栄養科管理責任者 1 人（管理栄養士　/科長）
従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。
② 管理栄養士 2 名以上
訪問栄養食事指導にあたる。また、栄養ケア計画書もしくは、栄養指導計画書を作成する。

©2022-2023　医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院

5 対象者

5.1 介護保険の場合

在宅療養中の要介護、要支援の状態で、通院が困難で下記の a.～d.のいずれかに該当する者。

a. 医師が特掲診療科の施設基準等に規定する特別食※1) を提供する必要性を認めた場合。

※１）腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食（十二指腸潰瘍、消化管術後)、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、心臓疾患および妊娠高血圧症候群などに対する減塩食（6g 未満/日)、クローン病および潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、高度肥満食（肥満度+40%以上または BMI30 以上）

b. 経管栄養のための流動食

c. 嚥下困難者（そのために摂食不良となったものも含む）のための流動食

d. 低栄養状態にある患者

5.2 医療保険の場合

在宅療養中の疾病、負傷のある状態で、通院が困難で下記の a.～d.のいずれかに該当する者。

a. 当院の医師が特掲診療科の施設基準等に規定する特別食※1) を提供する必要性を認めた場合。

※１）腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食（十二指腸潰瘍、消化管術後)、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、心臓疾患および妊娠高血圧症候群などに対する減塩食（6g 未満/日)、クローン病および潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、高度肥満食（肥満度+40%以上または BMI30 以上）

b. がん患者

c. 摂食機能または嚥下機能が低下した患者※2)

※２）当院の医師が硬さ、付着性、凝集性などに配慮した嚥下調整食（日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づく）に相当する食事が必要と判断した患者

d. 低栄養状態にある患者※3)

※３）血中アルブミン 3.0g/dL 以下

当院の医師が栄養管理により低栄養状態の改善を要すると判断した患者

6 通常の業務地域

通常の業務地域は、大和市の区域とする。

7 対応日時

対応日は、月～金曜日までとする。ただし、祝日、および 12 月 30 日から 1 月 4 日までを除く。対応時間は、9：00～17：00 までとする。

©2022-2023　医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院

8 算定条件および指導内容

8.1 算定条件

8.1.1.1 介護保険

当院および当院外の医師の指示に基づき関連職種と共同で栄養ケア計画を作成し、交付したうえで栄養管理に係わる情報提供、指導または助言を 30 分以上行った場合に請求できる。実施にあたり、栄養ケアマネジメントの手順に沿って行い、栄養状態のモニタリングと評価も行う。当院外の医師の指示の場合、密に連絡をとりあって算定を行う。

8.1.1.2 医療保険

当院および当院外の医師の指示に基づき、管理栄養士が患家を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案または、具体的な献立等を示した栄養食事指導箋を患者またはその家族等に対して交付するとともに、当該指導箋に従い、食事の用意や摂取等に関する具体的な指導を 30 分以上行った場合に算定する。当院外の医師の指示の場合、密に連絡をとりあって算定を行う。

8.2 指導内容

・食事摂取量、栄養状態、身体状況の確認
・ご本人の状態に合わせた食事内容、食形態などの指導
・栄養補助食品、介護用食品、介護食器などの紹介
・食べる姿勢や介助の方法などの助言
・調理指導
・ヘルパーへの指導
・その他、療養上の食事や栄養に関する相談

9 算定方法

9.1 介護保険

9.1.1 当該保険医療機関の医師の指示に基づき、指導を行った場合

管理栄養士による居宅療養管理指導料 1
イ．単一建物居住者が 1 人の場合　545 単位
ロ．単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合　487 単位
ハ．イおよびロ以外の場合　444 単位
居住者 1 人につき月 2 回に限り算定する。

©2022-2023　医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院

9.1.2 当該保険医療機関の医師以外の指示に基づき、指導を行った場合

管理栄養士による居宅療養管理指導料２
イ．単一建物居住者が１人の場合　525 単位
ロ．単一建物居住者が２人以上９人以下の場合　467 単位
ハ．イおよびロ以外の場合　424 単位
居住者１人につき月２回に限り算定する。

9.2 医療保険

9.2.1 当該保険医療機関の医師の指示に基づき、指導を行った場合

在宅患者訪問栄養食事指導料１
イ．単一建物診療患者が１人の場合　530 点
ロ．単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　480 点
ハ．イおよびロ以外の場合　440 点
患者１人につき月２回に限り算定する。

9.2.2 当該保険医療機関の医師以外の指示に基づき、指導を行った場合

在宅患者訪問栄養食事指導料２
イ．単一建物診療患者が１人の場合　510 点
ロ．単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　460 点
ハ．イおよびロ以外の場合　420 点
患者１人につき月２回に限り算定する。

©2022-2023　医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院

10 自己負担額

		イ.	ロ.	ハ.
介護保険1の場合	1割負担	545円/回	487円/回	444円/回
	2割負担	1,089円/回	973円/回	887円/回
	3割負担	1,633円/回	1,459円/回	1,330円/回
介護保険2の場合	1割負担	525円/回	467円/回	424円/回
	2割負担	1,049円/回	933円/回	847円/回
	3割負担	1,573円/回	1,399円/回	1,270円/回
医療保険1の場合	1割負担	530円/回	480円/回	440円/回
	2割負担	1,060円/回	960円/回	880円/回
	3割負担	1,590円/回	1,440円/回	1,320円/回
医療保険2の場合	1割負担	510円/回	460円/回	420円/回
	2割負担	1,020円/回	920円/回	840円/回
	3割負担	1,530円/回	1,380円/回	1,260円/回

９算定方法に従って算定を行い、自己負担額を請求書によって徴収する。６通常の業務地域に対しては、交通費を徴収しないが、通常の業務地域を超えた地点から片道5キロメートル未満は250円、片道5キロメートル以上は500円、駐車代（コインパーキング）・有料道路代は実費相当額とする。
また、調理指導を実施する場合は、食材費を自己負担とする。

11 禁止行為

職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為)、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)、セクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）は認めない。

12 感染症対策の強化

事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努める。加えて事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、桜ヶ丘中央病院　感染対策委員会（以下、感染対策委員会）と連携し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 事業所における感染症の予防、およびまん延の防止のための対策を検討する委員会として感染対策委員会へ参加し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
③ 事業所における従業者に対する感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練として感

©2022-2023　医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院

染対策委員会の研修等へ参加する。

13 緊急時等における対応方法

訪問栄養食事指導中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じる。利用者または家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、従事者の故意または過失によらないときは、この限りではない。

14 苦情対応

訪問栄養食事指導の実施に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

① 実施した訪問栄養食事指導等に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提供もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問、もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

② 実施した訪問栄養食事指導に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

③ 実施した訪問栄養食事指導に関する利用者および家族からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談および援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

④ 実施した訪問栄養食事指導に関する利用者家族からの苦情が当院に直接寄せられた場合は、当院の苦情対応ルールに従って対応する。

15 個人情報の保護

利用者および家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。また、次の場合に、利用者または家族の個人情報を必要最低限の範囲内で使用する。

① 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

② 上記①のほか、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。

③ かかりつけ医への報告及び連絡調整を必要とする場合。

④ 個人情報を使用した会議、提供した事業所等、個人情報利用の内容の経過を記録する場合。

⑤ 学生等の実習、研修の受け入れの場合。

⑥ 個人が特定されない形態での公的統計の資料や学術上の資料及び発表をする場合。

⑦ 個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

上記以外では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者または家族の同意を得るものとする。

©2022-2023　医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院

16 その他、実施に関する重要事項

従事する管理栄養士の質的向上を図るため、当院の教育マニュアルに従って教育を行う。また、業務体制を整備する。

① 従事する管理栄養士は、業務上知りえた利用者および家族の秘密を保持する。

② 従事する管理栄養士であったものに、業務上知りえた利用者および家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。

③ 地域包括ケアシステムを推進していく上で、従事する管理栄養士が安心して働くことができるように「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」にのっとった対応、対策を講じる。

④ この規程に定める事項のほか、実施に関する重要事項は、院内の関係部署との協議等で定めるものとする。

©2022-2023　医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院

（予防）居宅療養管理指導運営規定	薬剤科	頁 1／3

1. 目的

1. 医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院（以下、当院）薬剤科が行う居宅管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、桜ヶ丘中央病院の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

2. 方針

1. 要介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意志、人格を尊重し利用者の立場にたったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との親密な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の条件を満たすものとする。
   - 利用者に対して、秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他の職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。
   - 居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

3. 訪問薬剤指導指導を実施する保険医療機関

名称：医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院　薬剤科
所在地：神奈川県大和市福田 1-7-1
TEL：046-269-4111
事業者番号：1413002078 号
管理者：島﨑　猛

4. 従事者の職種、員数

1. 管理者１人（薬剤師/薬剤科係長）
   従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。
2. 薬剤師
   - 居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。
   - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導を行う利用者数および病院の通常業務等を勘案し１名以上とする。

5. 職務の内容

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導は、医師、歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が利用者

の ADL や QOL に及ぼしうる影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に役立つようアドバイスを行う。

2. 訪問等に行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

6. 営業日及び営業時間

原則として月～土曜日の午前 9 時～午後 5 時までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 4 日）を除く。

7. 通常の事業実施地域

通常の実施地域は大和市全域、横浜市瀬谷区、旭区とする。

8. 禁止行為

職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為)、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)、セクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）は認めません。

9. 指定居宅療養管理指導等の内容

薬剤師の行う居宅管理指導の主な内容は次の通りとする。

・処方せんによる調剤（状態に合わせた調剤上の工夫）
・薬剤服用歴の管理
・薬剤等の居宅への配送
・居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
・副作用の早期発見
・ADL、QOL 等に影響を及ぼす使用薬剤の確認
・使用薬剤、用法、用量等に関する、医師等への連絡調整
・麻薬製剤の管理とその評価
・病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
・在宅医療機器、用具、材料等の供給
・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
・その他、介護・福祉における相談応需

10. 利用料

1. 介護法の告示上の額とする。
2. 居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 月 2 回を限度に、利用者より 1 回につき約 566 円（麻薬使用の場合 100 円を加算）の利用者負担を徴収する。別途薬剤費等は医療保険の負担割合に応じた額が発生する。(特定疾患、

生保、特別な医療は除く。但し例外として特別な医療の場合月 8 回の訪問を要することがある。）

11. 緊急時における対応方法

居宅療養管理指導の実施中に、利用者の症状急変その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医等に連絡を行う。

12. 苦情対応

事業所は、利用者から相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業に対する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。また、大和市の苦情相談窓口からの調査や提案、調整等があった場合は、これを尊重し、誠実かつ適切に対応する。

桜ヶ丘中央病院 薬剤科	電話番号：046－269－4111 受付時間：9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）

大和市健康福祉部 介護保険課	電話番号：046－260－5170 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課　介護苦情相談係	電話番号：045－329－3447 受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

13. 衛生管理等について

1　事業の提供に際しては、従業者の清潔の保持及び健康状態について、十分留意する。

2　事業を行うための設備、備品等については、衛生的な管理に努める。

3　事業所は、当該保険医療機関において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）　当該保険医療機関における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（(テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）　当該保険医療機関における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

14. その他、運営に関する重要事項

1. 当院は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢の整備を行う。
2. 従業者は、業務上知り得た患者、家族の秘密を漏洩しない。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また、家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を得る事とする。

（予防）居宅療養管理指導運営規定	医師	頁 1／3

1. 目的

医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院（以下、当院）が行う居宅管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

2. 方針

1. 当院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
2. 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業所の名称等

名称：医療法人社団哺育会　桜ヶ丘中央病院
所在地：神奈川県大和市福田 1-7-1
TEL：046-269-4111
事業者番号：1413002078 号
管理者：島﨑　猛

4. 従事者の職種、員数

医師 1 人以上
医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

5. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、次のとおりとする
月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時
土曜日　午前 9 時～午前 11 時 30 分
ただし、国民の祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 4 日）を除く。

6. 通常の事業実施地域

通常の実施地域は大和市全域とする。

7. 禁止行為

職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）、セクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）は

認めません。

8. 指定居宅療養管理指導等の内容

指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

1. 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
2. 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
3. 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
4. その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

9. 利用料

1. 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の１割、２割又は３割とする。
2. 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

10. 苦情処理

事業所は、利用者から相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業に対する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。また、大和市の苦情相談窓口からの調査や提案、調整等があった場合は、これを尊重し、誠実かつ適切に対応する。

桜ヶ丘中央病院 医事課	電話番号：046－269－4111 受付時間：9:00～17:00（月～金） 9:00~11:30（土） （日・祝日・年末年始は受付不可）

大和市健康福祉部 介護保険課	電話番号：046－260－5170 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課　介護苦情相談係	電話番号：045－329－3447 受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

11. 事故処理

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

12. 衛生管理等について

１　事業の提供に際しては、従業者の清潔の保持及び健康状態について、十分留意する。

２　事業を行うための設備、備品等については、衛生的な管理に努める。

３　事業所は、当該保険医療機関において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　当該保険医療機関における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（(テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　当該保険医療機関における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

13. その他、運営に関する重要事項

1. 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は当院が定めるものとする。